

## 戦後フランス憲法前史研究ノート (三)

村 田 尚 紀

### 〔目次〕

はじめに

#### 第1節 ヴィシー体制

- 〔1〕 ヴィシー体制の成立
- 〔2〕 統治構造（以上，11巻4号）
- 〔3〕 ヴィシー体制の展開
- 〔4〕 小括（以上，12巻2号）

#### 第2節 レジスタンスの展開

- 〔1〕 自由フランスーロンドンのレジスタンスー
- 〔2〕 国内のレジスタンス（以上，本号）
- 〔3〕 レジスタンスの統一ーCNR，フランス国民解放委員会ー

#### 第3節 レジスタンスの憲法思想

- 〔1〕 問題軸ー多様性と統一性ー
- 〔2〕 CNR綱領

#### 第2節 レジスタンスの展開

ヴィシー体制の展開と平行に、レジスタンスがーもとより直線的ではないにせよー展開した。レジスタンスは国外と国内で起こり、それぞれのおかれている情勢により段階により様々な形態をとり、様々な傾向を包摂しつつ展開することになる。国外のレジスタンスは、ド＝ゴールを首長とするロンドンの自由フランスによって担われ、国内レジスタンスは、1941年の共産党の参加によって活性化し、1942年以降の強制労働を契機にマキの組織上・活動上の前進

と共に飛躍的に発展した。これら国内外2系統のレジスタンスは1943年5月27日の全国抵抗評議会の結成、6月3日の国民解放フランス委員会の発足によって統一される。

ところで、レジスタンスは、まず第1に軍事的なものであった。たしかにレジスタンスは武装闘争なしではありえなかったが、武装闘争自体が意義と目的なしには成功しないものであったはずである。実際、レジスタンスにはフランスの現状分析と解放後のフランスの国家・社会のあり方をめぐる構想とが存在したのである。以下、本節では、そのようなレジスタンスの理論形成に広い意味でかかわる客観情勢と主体の変化を整理することにする。

### 〔1〕 自由フランス — ロンドンのレジスタンス —

自由フランスは、反人民戦線派にして反ミュンヘン派のド＝ゴールのロンドンでの個人的「抵抗」運動から出発して事実上の臨時政府にまで発展してゆく。この過程においてド＝ゴールの権威は一貫して変わらないが、彼自身が次第に共和主義的発言を増していったように、自由フランスは、単にフランスの敗戦を拒否する運動から自ら正統政府を名乗り共和制の再建をめざす運動へと変わっていくのである。

#### （i）「フランス国民への呼びかけ」

降伏派のペタン内閣が誕生し、ドイツとの休戦交渉を開始すると、抗戦継続論の立場に立つレイノー内閣の国防次官であったシャルル＝ド＝ゴールは、1940年6月18日、ロンドンからB. B. C.放送を通じてフランスに向けて抗戦を呼びかけた<sup>(1)</sup>。これが自由フランスの運動の出発点であった。翌6月19日の放送で、ド＝ゴールは、フランスでは「通常の権力形態が消滅した」との認識を明らかにし、「敵の軛の下に落ちこんだ政府の互解を前にして、わが国の諸機関の運営が不可能になった現状を前にして」、「フランスの名において」抵抗する義務を宣言している<sup>(2)</sup>。すなわち、そこでは、ドイツ軍のパリ入城を前にして休戦交渉をするペタン内閣の正統性を否認し、ド＝ゴール自らがフランス国家の正統性を担うことが宣言されているのである。

1940年6月23日、イギリスは、ペタン政府がドイツとの休戦協定締結（6月22日）によって「敵に対する完全な隷属状態におかれ、すべての自由を喪失し、またフランスの自由な市民を代表するあらゆる権利を喪失したものとみな

す」という立場を明らかにし、反対に6月25日の声明では、フランス植民地に残っている抗戦継続派への財政的援助を約束し、6月28日の声明でド=ゴールを「いかなる場所にいるにせよ、連合国の大義の擁護のために彼のもとに参加するすべての自由フランス国民の首長」と認めた。<sup>(5)</sup>つまりイギリスは、まだペタン政府の正統性を否認してはいないが、ド=ゴールが体现するフランスの正統性を支持したのである。

しかしながら、当時、国際的にみれば、ド=ゴールは全く問題外の小さな存在であり、ド=ゴールがその生産力を当てにしていたアメリカはヴィシー政府を承認していた。また国内的にみても、6月18日のラジオ放送はほとんど聞かれていなかったし、そもそもペタンへの支持が圧倒的であった。1940年7月末の自由フランスの兵力は総数7000にすぎなかった。<sup>(6)</sup>それゆえ、自由フランスの運動は、純粋に軍事的な運動の次元に留まっていることはできなかった。ドイツの占領とヴィシー体制を批判し、フランス国民と国際世論とから合意を得られるテーゼが自由フランスにとって必要にならざるをえなかったのである。

(ii) 1940年10月27日ブラザヴィル宣言

1940年10月27日ド=ゴールがフランス領赤道アフリカのブラザヴィルで発した宣言は、自由フランスが単に軍事的な運動に留まれなくなったことを示している。ただ決起を訴えるアジテーションにすぎなかった6月18日の「フランス国民への呼びかけ」と異なって、この宣言の中では、ヴィシー体制に対する批判とともに、解放後のフランス社会についても語られている。すなわちド=ゴールは、「史上最大の危機を通過しつつ」あり「国境も主権も独立も、さらにその魂までが破滅に瀕して」いるフランスにおいて、「今日、本来の意味でフランス政府なるものはもはや存在し」ないとし、「ヴィシーにあって政府の名を有すると称する機関は違憲であり、侵略者に屈従している」として、ヴィシー体制の正統性のみならず合憲性をもあらたに否定した。そして、奴隷状態にあって利敵行為に走るヴィシー政府に代わり自らが新しい権力を担当することを宣言するド=ゴールは、同時にその権限行使について「フランス国民が彼らの代表を自由に指名することが可能になりしだい」報告することを誓約している。ここには、まだ未熟でネガティブな形であるにせよ、抵抗の目的が国家機関の合憲性の回復、共和制への復帰であることが示されているといえよう。同じ10月27日に出されたオルドナンス第1号では、その点がより鮮明になって

いる。すなわち、まずこのオールドナンスが「フランス国民と植民地の名において」行われている点が重要である。これは、ヴィシー体制が「ベタン元帥の権威および署名のもと」（1940年7月10日憲法的法律）にあることと比べれば明白なように、自由フランスが専制を拒否し、共和制を志向していることを示しているのである。また、オールドナンス第1号第1条は、解放後に「正規のフランス政府およびフランス国民の代表機関が組織されうるまでの間」、解放された領土の行政が「1940年6月23日以前のフランスの法律に基づき」なされることを定めている。つまり、ここでは独仏休戦協定までの第3共和制の法律が有効であることがあらたに宣言されているのである。もっとも、オールドナンスが言うところの公権力の行使の条件には問題がなくもない。第3条では、「決定は、必要ならば防衛評議会〔本オールドナンスで創設された植民地防衛評議会、経済活動の指導・戦争指導・外国との交渉を任務とした〕に対する諮問が行われたのちに、自由フランス国民首長によって下される」とされている。すなわち、ド＝ゴールは、「以前のフランスの法体系に一応準拠<sup>(9)</sup>はするが、第3共和国の法とはまったく無関係の独裁的行政権をも随時行使する」わけである。第3条は様々な緊急事態を想定した規定とみてよいであろうが、同条のような制度が「緊急時」に迅速かつ適切に機能するという保障は必ずしもない。個人の軍事的判断に政治的判断が混入しない保障がないからである。じっさい、ド＝ゴール自身は、どちらかと言えばベタンも信奉するモース主義に近かつた<sup>(10)</sup>と言われ、のちに国内レジスタンスのヘゲモニーを阻止する目的で物資の援助を制限したりしているのである。

しかし、ド＝ゴール個人の国家観が本質的に変化したのかどうかはともかく、四囲の状況の論理（ドイツおよびヴィシー政府との対抗関係、国際世論の支持をとりつける必要）に従って、また主体的にはド＝ゴールの周辺に結集した共和主義者の努力によって、自由フランスは、共和主義者の運動としての傾向を強めていった。1940年11月16日には、10月27日宣言を補完する声明が出された。それは、ヴィシー体制の違憲性を詳細に論じている。すなわち、ヴィシーにおける憲法改正が、「議会と世論の混乱の瞬間、いな恐慌の瞬間に」行われたがゆえに「それなしには真の憲法的価値をもちえない自由、一貫性、あるいは平穏などの性格」を持っていないこと、ヴィシーの国民議会が「その職務の本質的な目的〔憲法改正〕を実現するどころか、議会のみに属する機能を放

棄し、新憲法を起草し実施するための全くの白紙委任状を第三者にあたえるという、非常識でもあり違憲でもある決定をくだした」こと、共和政体改正禁止条項がやぶられたこと、等々、様々な論拠をあげて、「この機関〔ヴィシー政府〕が、事実においてはフランス憲法の度重なる明白な侵犯にはかならぬ憲法関係法の修正という外観のもとに、自己の創設と存在の正当性を主張しようとすることは空しい試みである」としている。また、「付帯声明」は、ヴィシー政府のことを「国民議会のパロディーから生まれたヴィシーの擬似政府」とよび、同政府が「人権と市民権と国民自決の権利を軽蔑する」政府であると批判している。このような憲法論が、少なくとも反共和主義の立場から論理的に展開できないことはたしかであろう。そして、解放後の国家形態として共和制がとられるであろうことが、「ヴィシーにおいて犯された侵害にもかかわらず、憲法は依然法的に有効である」という言葉によってもあらためて示唆された。

### (iii) フランス国民委員会

自由フランスの組織的發展の第2段階は1941年9月24日<sup>(13)</sup>オルドナンスによるフランス国民委員会の創設によって画される。このオルドナンスは、前文で、ヴィシー体制下において「フランス共和国の憲法および法律」が侵害されているとの認識を従来通り明らかにすると同時に、自由フランスの組織的發展をふまえて「平時に公権力が有すべき権限を、自由フランスの権威が事実上、また臨時に行使しうるものとせられることが重要である」とした。こうして、オルドナンスは、「敵と独立した仕方での国民の意志を表明しうるフランス人民の代議体が構成せられうるにいたるまで」(第1条)の「公権力の臨時行使」(第1条)の条件を定める。運動としての自由フランスが、臨時政府として自己主張するための客観的な条件の整備に着手したのである。

単なる運動体や政党にとどまらず、臨時であれ国家機関としての形態を整えようとする以上、自由フランスは、共和制を解放後に実現されるべき目標としておくだけではすまない。9月24日オルドナンス第2条は、新たに自由フランス首長すなわちド＝ゴールを議長とする国民委員会を設けている。これは、従来の防衛評議会がド＝ゴールに全権が集中する体制下で単なる諮問機関にとどまっていたことからすれば、新たな段階を画すべき変化である。国民委員は「平時においてはフランスの大臣に帰属する、個人的ないしは合議的なすべての権限を行使する」ものとされ(オルドナンス第5条)、以後、自由フランスの

統治はド＝ゴール自身も一構成員である集団によって行われることになったからである。たしかに、ド＝ゴールは人事権を有し、デクレによる命令権を有するなど、特殊な優越した地位を保持していた。しかしながら、機構上、国民委員会が自ら一定の権限を行使しうようになった変化は大きいとみるべきである。オルドナンス第3条は、「立法的性質の条項」を「国民委員会において討議させられ」たオルドナンスの対象とし、国民委員会を立法機関ともしており、第4条は条約について、国民委員会で討議せられたオルドナンスによる批准を発効の要件としている。他方、オルドナンス第9条は、「国民の世論のできるかぎり広範な表現を国民委員会に供給する」ことを目的とする諮問議会の設置を予定した。これらは、自由フランス内部での共和主義の浸透を示す事実と言える。

こうして、自由フランスは、限界を伴いつつも、共和制的な外観をもった臨時政府としての端緒的姿勢を整えたが、フランス政府としての承認はなかなか得られなかった。イギリスやアメリカ、ソ連は、自由フランスを政府としてではなく、フランスの活動・世論の指導機関として認めるにとどまったのである。国民委員会は1943年6月3日までロンドンで機能する。その間、自由フランス政府として自らを承認させるために、その支持基盤の拡大に努めた。1942年7月には、国内レジスタンスからの支持を得たことを機に、自由フランスは「戦うフランス」と改称する。1942年7月13日、イギリスは、《戦うフランス》を「共同の敵と戦うべく反枢軸連合国と協力するために団結せる、……フランスに帰属するすべての者の、またフランスのすべての領土の、全体」として、また「降伏をうけ入れず、……みずからの用いいうる手段によって、反枢軸連合国の共同の勝利をつうじてフランスの解放に貢献する、フランスに帰属するすべての者が枢軸にたいして行なう抵抗の象徴」として認め、国民委員会をこの《戦うフランス》の指導機関およびイギリスに対する代表機関として認めた。<sup>(14)</sup>これによって、イギリスは、ド＝ゴールの指導するレジスタンスが全フランス的規模の基盤を持っていることを承認したのである。当時、ヴィシー体制は《ラヴァルのヴィシー》<sup>(15)</sup>段階に入り、ヘゲモニーの危機を迎えていたが、それは反面でこのような国内・国外両戦線におけるレジスタンスのヘゲモニーの広がりによるものだったのである。

以上の自由フランスの運動の展開をそのイデオロギーの面からみれば、要す

るに、単なる《反ヴィシー》から共和主義的な運動への発展とみられよう。<sup>(16)</sup>  
 「共和主義的な感覚がなく、むしろモーラス主義の影響を受けていた」ド=ゴール<sup>(17)</sup>を指導者とし、あらゆる反ヴィシー派を結集する運動として出発した自由フランスは、正統政府として外交的に承認される必要から国内レジスタンスを包摂・統合しなければならず、それゆえ、「厳密にはド=ゴールのものとはいえない<sup>(18)</sup>影響力の下に発展せざるをえなかった」のである。

## 〔2〕 国内のレジスタンス

国内レジスタンスは、ド=ゴールの自由フランスの運動からは独立した形でしかしそれに対しても影響を及ぼしつつ展開していく。フランスが自由地区と占領地区に分断されていたことと国民の政治的諸権利が大幅に制限されていたことから、国内レジスタンスはきわめて分散的な運動として始まった。そのような限界は、ドイツ占領権力およびヴィシー政府による様々な弾圧政策・経済政策・イデオロギー政策の展開の下で克服され、反ファシズム・反独占の統一戦線の結成へレジスタンスは向かっていく。この過程で注目されるのは、自由フランスの場合と違って、国内レジスタンスにおいては共産党を中心とする旧人民戦線派がヘゲモニーを掌握していたことである。また自由フランスと違って、社会的基盤を直接把握しえたことも国内レジスタンスの特徴であった。

### (i) 第1期(1940年6月～1941年6月22日)

ドイツによるフランスの国家主権の侵害そしてヴィシー体制による対独協力と人民の諸自由の制限・剥奪の下での国内レジスタンスすなわち「本来の意味のレジスタンス」は、運動の場の狭隘性に制約されて、きわめて分散的な形で始まった。1940年7月の時点では大衆の間に厭戦気分とペタン神話（ペタンはフランスを最悪の事態からは救ってくれるとみえた）とが支配的で、6月18日のド=ゴールの「呼びかけ」も効果がなく、レジスタンスといってもそれは内面のレヴェルにとどまり、それが意思表示されることはなかったのである。

しかし、1940年秋頃からは、ドイツの苛酷な搾取とそれに対するヴィシー政府の協力<sup>(20)</sup>（10月24日モントワール協定）の下で、とくに占領地区でのレジスタンスが外面的な形をとり始めた。11月11日にはパリにおけるレジスタンスの最初の公然たる意思表示が学生デモによって行われた。ダルラン副首相の実権の下にヴィシー政府がいよいよ積極的な対独協力政策を推進した1941年春には、

国内レジスタンスの宣伝活動も活発化した。5月にはドイツ軍による銃殺・流刑に抗してパ＝ド＝カレ炭坑で占領下最初の大ストが参加者10万人という規模でうたれた。<sup>(21)</sup>

(ii) 第2期(1941年6月22日～1942年11月)

1941年6月22日の独ソ開戦はレジスタンスの様相を一変させた。1939年8月の独ソ不可侵条約・同年9月の非合法化措置によって政治的ゲッターに追込まれ、方針上混迷していた共産党がレジスタンスへの参加を党として決定したからである。すでに共産党は1940年秋の弾圧以来、反ナチの立場を徐々に取り始め、1941年5月15日にフランスの独立を課題とする国民戦線(Front national)の結成を呼びかけていたが、6月22日の独ソ開戦は第2次大戦のファシズム対反ファシズムの戦争という性格を明確にし、「共産党の完全な復活」をもたらした。国民戦線は様々な政治的・思想的立場の人々を結集し、「最も重要なレジスタンス運動のひとつ」<sup>(23)</sup>となる。また共産党は「義勇兵パルティザン(Francis Tireurs et Partisans français)」を創設して、大衆的な武力闘争の展開を呼びかけた。

一方、戦前の大政党だった急進社会党は、1940年7月10日のベタンに対する全権委任に賛成し、しかもヴィシー派からは敗戦の責任者と目されながらも大半はヴィシー体制を支持した。マンデス＝フランス、ピエール＝コットら若手の党員の個人参加を別として、急進社会党としてはレジスタンスに積極的に参加せず、自らの威信を著しく低下させた。また社会党は1940年7月10日の決議で一部の議員は反対にまわっていたが、逆にヴィシー政府に入閣する者も現れて、党としては解体状態に陥っていた。1941年6月22日には「南部社会党行動委員会」<sup>(24)</sup>を結成するも、社会党独自の運動を組織するには至らなかった。

政党として共産党は、レジスタンスの中で最も多くの犠牲を払ったものとして国内レジスタンスにおける知的・道徳的な権威を確立した。<sup>(25)</sup>1941年8月下旬にはラヴァルが狙撃され、各地でドイツ軍に対する加害行為が頻発した。占領軍当局はこれに対抗してフランス人逮捕者を人質とみなして殺した。10月22・23日にはシャト＝ブリアンで50人のフランス人(うち44人が共産党員)が銃殺され、12月15日には共産党の外交問題担当者のガブリエル＝ペリを含む100人がモン＝ヴァレリアン要塞監獄で処刑された。とくにペリの死は、レジスタンス活動家のみならずフランス人一般にも強い衝撃を与え、レジスタンスは弾圧

を受けてかえって成長することになる。10月にロンドンのド＝ゴールはドイツ人に対する加害行為をやめるように指令しているが、国内レジスタンスはそれを無視して進んだのである。

しかしながら1941年6月22日～1942年11月の間、国内レジスタンスはなお少数の者の運動にとどまり、国民的広がりを得ていない。とくに占領軍の重圧が間接的な南部自由地区では、国民革命のイデオロギーは1941年末に力を失った<sup>(27)</sup>とはいえ、「ヴィシーが独立した国民の政府であるという幻想」<sup>(28)</sup>がなお根強く、レジスタンスの障害となっていた。また、南部レジスタンス「コンバ」、「リベラシオン」、「フラン＝ティール」の3大勢力が、占領軍の直接的な弾圧がない一定の平穏な状況下で、それぞれに「熾烈な独立的精神」<sup>(29)</sup>を持って、運動の統一を工作するジャン＝ムーラン（自由フランスから派遣されていた）に抵抗していた。1942年7月の自由フランスの「戦うフランス」への改称は北部・南部の主要なレジスタンス組織のすべてが「戦うフランスの旗の下に結集した」<sup>(30)</sup>ことを意味するとはいえ、国内レジスタンスの統一、国内・国外のレジスタンスの統一はいずれもまだ時間を要する課題であった。

(iii) 第3期(1942年11月～1943年5月27日)

1942年11月は、第2次世界大戦においても、またフランス＝レジスタンスの歴史においても重要な転機をなした。国際的には、まずソ連軍がスターリングラードでドイツ軍に対して猛反撃を開始した。それによって地中海ではドイツ軍の戦力が手薄になり、そこでの連合軍と独・伊軍との力関係が逆転した。この結果、11月8日、米・英軍は北アフリカ上陸に成功した。国内的には、ソ連軍の反転攻勢がフランス左翼の威信を高めることになった。11月12日にドイツは休戦協定を破って、自由地区まで占領した。これによって、ヴィシー体制は如何なる意味でも主権を有しているとは主張しえなくなった。そして自由地区レジスタンスの発展を阻害し、国内レジスタンスの統一を阻害していたヴィシー政府への幻想が消滅したのである。さらに2ヶ月遡って9月以来、ヴィシー政府はドイツの戦争に協力して強制労働を施行し、かつてヴィシー体制をまっさきに支持した農民層からの反発さえ買っていた。フランスでは強制労働制は他国に比べて「成果」<sup>(32)</sup>をあげたが、反面で、それまでレジスタンスに無縁だった者をドイツ行きか、レジスタンスかというぬきさしならない選択に直面させることになった。農村の青年を中心にして多くの者がマキ（山間部中心に活動

したゲリラ組織)に参加し、レジスタンスの新たな地平を開くことになった。反ナチ・反ヴィシーのレジスタンスの思想と行動とが民衆の現実の生活過程に根を下ろし始めたのである。

こうして国内レジスタンスは国外レジスタンスがそれ自身としては直接に掌握できなかった社会的基盤を持ちえた。このことは南北のレジスタンスの統一の妨げとなっていた占領地区と自由地区との並存が解消したこととあいまって、レジスタンスの統一の機運を盛り上げた。すでに1942年1月1日以来自由フランスから派遣されていたジャン＝ムーラン(Jean Moulin)<sup>(39)</sup>の努力で国内レジスタンス統一の基礎ができた。1943年1月26日には遂に「統一レジスタンス運動(Mouvements Unis de la Résistance)」として南部の3大レジスタンス運動が統一した。また共産党は、同月18日に、正式に「戦うフランス」に参加した。同年3月15日にブルムは社会党の名においてド＝ゴール支持を表明した。1943年5月27日全国抵抗評議会(C. N. R.)の結成により国内レジスタンスは統一する。

さて、国内レジスタンスにおいては、反ナチ・反ヴィシーを共同の課題とする統一戦線の結成が最優先の任務であった。この二つの敵に対する闘争は、労働者階級のみならず農民や中小ブルジョア階級、さらには教会の一部や右翼の一部、軍部の一部までも参加しうる闘争であった。このため、解放後のフランスの国家・社会を如何に編成するかという問題を——とりわけ地下活動を余儀なくされていて、全国民的な規模の討議が不可能な状況下で——議論することは統一の破壊につながり、時期尚早の感があった。それゆえ、当初占領地区と比べて活動の自由がまだ存在していたうえに自由分散的傾向の強かった自由地区のレジスタンスはともかく、全体として国内レジスタンスはC. N. R. 結成までは解放後のフランス再建に関する構想を十分明らかにしているとはいえない。とはいえ、反ナチ・反ヴィシーという当面する課題が、単にヒトラーやペタンらのパーソナリティーに反対するというだけのものでしかなかったわけではないことは言うまでもない。共和制の回復と社会的諸権利の保障が——その含意はともかく——広く目的として認められていたことは後にみることにしよう。いずれにせよ、レジスタンスの戦後改革構想やその政治的・法的総括としての憲法構想(思想)がある程度明らかになるのはC. N. R. の諸活動を通じてである。

## (註)

- (1) 参照, 「ド=ゴール將軍のフランス国民への呼びかけ—1940年6月18日—」『ド=ゴール大戦回顧録Ⅲ』村上・山崎訳(みすず書房, 1963年), 170～171頁。なお, 以下, 同書は『回顧録Ⅲ』と略記する。また, その他の巻についても同様。
- (2) 参照, 「ド=ゴール將軍によって, ロンドンから放送されたよびかけ—1940年6月19日—」同上書, 171～172頁。
- (3) 「英国放送協会を通じてラジオ放送された声明の本文」『回顧録Ⅲ』, 173頁。
- (4) 「英国政府の発表したコミュニケー—1940年6月25日—」『回顧録Ⅲ』, 175頁。
- (5) 「英国政府の発表したコミュニケー—1940年6月28日—」『回顧録Ⅲ』, 177頁。
- (6) ミッシェル『自由フランスの歴史』中島訳(白水社, 1974年), 17頁。
- (7) 「ブラザヴィルからド=ゴール將軍の発した宣言—1940年10月27日—」『回顧録Ⅲ』, 201頁。
- (8) 参照, 『回顧録Ⅲ』, 202頁。
- (9) ミッシェル, 前掲書, 27頁。
- (10) Cf. Siegfried, De la III<sup>e</sup> à la IV<sup>e</sup> Republique, p. 111.
- (11) Cf. ibid. p. 110.
- (12) 「1940年10月27日の宣言への付帯声明—1940年11月16日—」『回顧録Ⅲ』, 210～213頁。
- (13) 「自由フランスの公権力の新組織を記載せる布告」『回顧録Ⅳ』(1964年)215～217頁。
- (14) 「1942年7月13日にロンドンで公表せられた英国政府の声明」『回顧録Ⅴ』(1965年), 150頁。引用中の傍点は, 引用者(村田)による。
- (15) 参照, 第1節〔3〕(ii)①。
- (16) Siegfried, op. cit., p. 111.
- (17) Ibid.
- (18) したがって, 自由フランス内に矛盾がなかったわけではない。
- (19) Siegfried, op. cit., p. 106.
- (20) 参照, 第1節〔3〕(i)①。
- (21) 参照, 海原 峻『フランス現代史』(平凡社, 1974年), 108頁, 西海太郎『フランス現代政治社会史』(三一書房, 1953年), 289頁, 内山 敏『フランス現代史』(岩波新書, 1958年), 53～54頁, ジョアネス「対独協力とレジスタンスの起源」エレンスタイン他『フランス現代史上』杉江・安藤訳(青木書店, 1974年), 169～172頁。
- (22) 海原 峻『フランス共産党史』(現代の理論社, 1967年), 103頁。
- (23) Willard, Socialisme et communisme français, 1978, p. 160, また, 参照, ワース『フランス現代史Ⅰ』野口・高坂訳(みすず書房, 1958年), 153～154頁。
- (24) 以上, 参照, 海原『フランス現代史』113頁, 同『フランス社会党小史』(新泉社, 1979年), 75頁以下, 内山, 前掲書, 59～60頁, ワース, 前掲書, 157頁。Cf. Willard, op. cit., p. 162.
- (25) 参照, 海原『フランス共産党史』, 103頁～104頁, 内山, 前掲書, 60～61頁。
- (26) 参照, 海原『フランス共産党史』, 104頁, 西海, 前掲書, 290頁。

- ②7) 参照, 第1節〔3〕(i)②。
- ②8) アンケール「レジスタンスにおける労働者階級と国民」エレンスタイン他, 前掲書, 181頁。
- ②9) ミッシェル, 前掲書, 91頁。
- ③0) Sweets, *The politics of Resistance in France 1940—1944*, 1976, p.29
- ③1) Cf. Dalloz, *La france de la libération*, 1983, p. 4.
- ③2) 参照, 第1節〔3〕(ii)①。
- ③3) 参照, ワース, 前掲書, 160頁, エマニュエル=ダスティエ『パリは解放された』(白水社, 1985年), 81頁以下。
- ③4) 参照, アンケール, 前掲論文, 189頁。